

電気通信主任技術者及び工事担任者に関する制度改正について

1 制度概要

電気通信事業法では、以下の二つの国家資格を設けている。

- ・電気通信主任技術者（電気通信事業法第45条）
業務：電気通信回線設備の工事・維持・運用を監督
- ・工事担任者（電気通信事業法第71条）
業務：端末設備を電気通信回線設備に接続する工事の施行及び監督

2 試験手数料の改定

「検査検定、資格認定等に係る利用者の負担軽減に関する調査結果に基づく勧告」（平成23年10月 総務省行政評価局）を踏まえて実費を勘案した積算を行ったところ、試験を受ける科目数に応じて異なる手数料を定めることが適当であると判断したことから、電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験の手数料を改定する。

電気通信主任技術者試験の手数料の額（現行：18,700円）について、電気通信事業法施行令において試験科目の試験が免除される場合の額を「18,700円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額」と規定し、省令（電気通信主任技術者規則）において全試験科目の試験が免除される場合は9,500円とし、一部の試験科目の試験が免除される場合は18,700円から一科目当たり700円を減じた額と規定する。

工事担任者試験の手数料の額（現行：8,700円）について、電気通信事業法施行令において試験科目の試験が免除される場合の額を「8,700円を超えない範囲内において実費を勘案して総務省令で定める額」と規定し、省令（工事担任者規則）において、全試験科目の試験が免除される場合は5,600円と規定する。

3 工事担任者の資格制度改正

通信回線サービスの高速化等を踏まえ、工事担任者資格制度に関して、デジタル伝送路設備に端末設備等を接続するための工事の資格について見直しを行う。

具体的には、100Mbps超のインターネットサービスについて、100Mbps以下のインターネットサービスに係る接続の工事と、必要な技術や知識において変わらないにもかかわらず、DD第三種の資格では工事・監督が認められていなかったことから、DD第三種の工事の範囲を1Gbps以下の主としてインターネットに接続するための回線に拡大する。

上記改正に合わせ、上位資格であるDD第二種についても、拡大されたDD第三種の工事の範囲を含めるための改正を行う。また、実務経歴を有する者が試験科目の試験の免除を受けるに当たり必要とされる実務経歴の内容について、改正を行う。

4 施行期日

平成25年2月1日